

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の規定に基づく保育を提供するにあたり、利用に関する手続及び利用調整、その他保育の提供に必要な事項を定めることにより、保育施設利用事務の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における保育施設とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（支援法第19条第1項第1号による認定を受けた児童が利用する施設を除く。以下「認定こども園」という。）、法第39条第1項に規定する保育所、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育施設、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育施設、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育施設をいう。また、この要綱において使用する用語は、法及び支援法で使用する用語の例による。

（利用申込）

第3条 八王子市長（以下「市長」という。）は、保育施設の利用を希望する保護者（以下「保護者」という。）から利用希望する月の申込締切日までに「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（八王子市子ども・子育て支援法施行細則（以下「細則」という。）第2号様式）」、「同意書（様式1）」、「家庭状況に関する提出書類等確認表（様式2）」、「子ども状況票（様式3）」並びに市民税課税証明書（保護者の同意があり、公簿により市民税額が確認できる場合は不要）、次の（1）から（8）の八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年八王子市条例第34号）に定める事由（以下「事由」という。）を証する書類と、（9）から（12）までのいずれかに該当するときはその書類の提出があった場合、その利用申込を受け付ける。

- （1）就労（内定者も含む）の場合は、「就労証明書（子ども・子育て支援法施行規則様式第一号）」及び「スケジュール表（様式4）」（スケジュール表については裁量労働制の場合に限る。）なお、就労証明書については、子ども・子育て支援法施行規則で定められた標準的な様式で項目に欠落が無い場合に限り、他市区町村の様式での代用を可能とする。
- （2）妊娠・出産の場合は、母子健康手帳（保護者の氏名と分娩予定日が確認できるページ）の写し
- （3）疾病の場合は、精神障害者保健福祉手帳、診断書又は東京都難病医療費等助成の医療券の写し
- （4）障害の場合は、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は診断書
- （5）介護・看護の場合は、被介護（看護）者の身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証、介護保険被保険者証の写し又は診断書（被

看護者が現在保育施設等の在園児で、卒園後施設等への入所により看護の必要性が生じる場合については、施設等への入所が確認できる書類の写し」と「スケジュール表」

(6) 求職活動中の場合は、求職活動を常態としていることが確認できる書類（ハローワークの登録証の写し等）

(7) 就学の場合は、在学証明書、学生証の写し、合格通知書の写しのいずれか及び「スケジュール表」

(8) (1) から (7) 以外の場合は、その他保育の必要性を証する書類

(9) 同一世帯内に障害者又は障害児がいる場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、特別児童扶養手当の支給が確認できるもの、障害基礎年金受給者証、通所受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証いずれかの写し又は診断書

(10) 保護者が離婚調停中で別居している場合は、調停の呼出状の写し等

(11) 保護者が保育士資格を有し、市内の認可保育施設において保育士として、産前・産後休暇等から復職予定又は採用が内定している場合は、保育士証の写し

(12) 申込時点で八王子市外に住民票があるが、保育施設の利用開始希望月の前月末日までに八王子市内に住民票を異動する予定が有る場合は、「転入誓約書（様式5）」及び転入予定先の住所等が確認できる書類

2 市長は、保育施設を既に利用している保護者から、第1項に基づき、書類が提出された場合、利用する保育施設の変更の申込として受け付ける。

3 市長は、前2項の規定により保育施設の利用又は変更の申込をした保護者から、変更を希望する月の申込締切日までに「希望変更届（様式6）」が提出された場合、その申込内容の変更を受け付ける。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が緊急を要すると認めたときは、申込を行ったうえで、第1項(1)から(12)までの書類を後日提出することができる。

5 市長は、第1項から第3項まで、第7条第1項、又は第8条第2項の規定により保育施設の利用又は変更の申込をした保護者から、「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書（様式7）」が提出された場合、その申込の取下を受け付ける。

6 第1項から第3項まで、又は第5項の規定により提出する書類は、子ども家庭部保育幼稚園課、市民部八王子駅南口総合事務所、市民部各拠点事務所（浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所及び北野事務所）及び市民部南大沢事務所にて受け付けるものとする。

（利用申込期間等）

第4条 保育施設利用の申込期間等は次のとおりとし、4月利用の一次募集のみ郵送でも受け付ける。

(1) 4月利用の一次募集（郵送受付）の申込期間は、前年の10月30日から11月6日までとする。（前年11月6日必着）

(2) 4月利用の一次募集（窓口受付）の申込期間は、前年の10月30日から11月

15日までとする。

(3) 4月利用の二次募集の申込期間は、前年11月17日から同年1月31日までとする。

(4) 5月以降1月までの利用の申込締切日は、利用希望月の前月15日とする。

(5) 2月及び3月利用の申込締切日は、1月利用の申込締切日と同日とする。

2 前項(4)の申込締切日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の本庁開庁日とする。

(利用調整会議)

第5条 保育施設の利用調整を行うため、子ども家庭部保育幼稚園課内に利用調整会議を設置する。

2 利用調整会議は、保育幼稚園課長(以下「課長」という。)が招集し、主宰し、保育所入所担当主査、保育所入所担当職員、利用調整に係る保育所入所担当職員、その他課長が必要と認める職員で構成する。

3 利用調整会議は原則として、月1回開催するものとする。ただし、課長が必要と認めるときは、随時開催することができるものとする。

(利用調整の実施)

第6条 利用調整にあたっては、第3条により提出された書類、その他実態調査等により確認し、厳正に審査を行う。

2 前項に基づく指数認定は、第4条に規定する保育施設利用の申込締切日を基準日とし、別表-1「保育施設利用調整基準指数表」の基準指数(利用希望月の1日時点で消失する事由については対象外)に、別表-2「保育施設利用調整指数表」の調整指数を加除して得た「利用調整指数」を適用し、利用調整指数の高い者を優先する。なお、「利用調整指数」同位の場合は、別表-3「同一指数世帯の優先順位表」を適用する。ただし、認定こども園の3歳児クラス以上の利用調整は、指数に関わらず、認定こども園を第一希望保育施設にした児童を優先する。

3 第3条(1)から(8)までの書類が申込締切日までに提出されず、保育の必要性が確認できない場合には、求職活動休止中(求職活動を常態としていないもの)と同等の指数を適用することとする。

4 公的機関(児童相談所等)から意見書が提出されている場合には、保育が必要と特別に認められる世帯(社会的擁護が必要な世帯)として指数を適用する。また、配偶者暴力相談支援センター、警察署等が発行したDVに関する証明書等が提出されている場合も同様の扱いとする。

5 利用調整に際しては本市市民(利用希望月の前月末日までの転入予定者を含む)を優先する。ただし、本市に転入予定が無い場合であっても、本市にある実家等に里帰りし出産をするための申込については、本市市民とみなすこととする。

6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に所在する保育施設の利用を希望する申込を受け付けた場合、第1項の審査を行ったうえで当該施設を所管する市町村に対し、申込児童に対する保育の実施について委託協議を行うものとする。

(連携施設への受入)

第7条 前年に地域型保育事業又は企業主導型保育事業を行う施設の2歳児クラスに在籍している児童(前年10月以降に利用決定となった児童は除き、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業においては地域枠の児童に限る)の保護者は、市が別に定める期日までに第3条に規定する書類を子ども家庭部保育幼稚園課へ提出することで、4月からの連携施設の優先利用を希望することができる。

- 2 前項の希望児童数が連携施設の受入可能児童数以下の場合、希望者全員を利用可能とする。
- 3 第1項の希望児童数が連携施設の受入可能児童数を超過した場合、市は第6条に基づき利用調整を実施し利用者を決定する。ただし、連携施設の利用調整においては、別表-2及び別表-3の「2歳児クラスまでの保育所等の卒園児」を適用しないこととする。
- 4 第2項及び第3項により連携施設の利用が可能となった場合、当該児童の保護者は決定した施設以外の施設の4月利用申込をすることはできないものとする。
- 5 第3項により連携施設の利用が保留となった場合、当該児童の保護者は第3条第3項に基づき4月の希望変更をすることができる。

(医療的ケアを必要とする児童等の申込に係る特例)

第8条 医療的ケアを必要とする児童等に係る保育施設の4月利用申込について、市長は第3条から第6条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより利用者を募集し内定することができる。

- 2 前項により内定となった場合、当該児童の保護者は市が別に定める期日までに第3条に規定する書類を子ども家庭部保育幼稚園課へ提出することにより内定した施設を利用可能とする。
- 3 前項により利用可能となった場合、当該児童の保護者は決定した施設以外の施設の4月利用申込をすることはできないものとする。

(利用可能の通知)

第9条 市長は、利用調整の結果、保育施設の利用が可能となった児童の保護者(第6条第6項に基づく協議を行い保育施設利用の承諾が得られた児童の保護者、第7条第2項及び第3項に基づき利用可能となった児童の保護者並びに前条第2項に基づき利用可能となった児童の保護者を含む)に、「保育施設利用調整結果通知書(様式8-1)」により通知し、保育施設へ利用が可能となった児童の一覧を送付し通知する。

- 2 市長は、前項の規定により利用可能の通知を受けた保護者から、利用開始月の前月末日までに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育(施設等利用)給付認定申請取下書」が提出された場合、その決定辞退を受け付ける。

(利用の取消し)

第10条 市長は、以下に掲げるいずれかに該当する場合、保育施設の利用を取り消すことができる。

- (1) 保護者から利用開始月の前月末日までに特別な理由がなく市民税課税証明書の提出がない場合
- (2) 保育施設の利用が可能となった児童の世帯に利用者負担額(保育料)の滞納がある

り、指定した期日までに全額納入又は分納誓約書の提出がない場合

- (3) 利用調整の結果、保育施設の利用が可能となった（を利用している）児童に対し、当該保育施設が保育の提供を拒否する正当な理由（保護者と保育施設とのトラブル等の特別な事情）がある場合

（利用保留の通知）

第11条 市長は利用調整の結果、次に掲げる場合には、保護者に「保育施設利用調整結果通知書（様式8-2）」により保育施設の利用ができない旨を通知する。

(1) 利用希望保育施設に受入れ枠がなく、直ちに利用できない場合

(2) 利用希望保育施設の受入れ態勢が整わない場合

(3) 第6条第6項に基づく協議を行ったが保育施設利用の承諾が得られなかった場合

2 前項により保育施設の利用ができない場合、提出された「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」は、当該年度末まで有効とし、利用調整対象とする。

（保育施設の利用期間）

第12条 保育施設の利用期間（以下「利用期間」という。）は、利用を開始した月から就学期（利用決定した施設の受入年齢が2歳児クラスまでで、本園又は分園に進級できない場合は、2歳児クラスの3月末日）までの間で教育・保育給付認定を受けている期間とする。

2 前項において教育・保育給付認定の認定期間が変更となった場合、認定期間に準じ利用期間を変更する。（利用開始時の認定要件が「妊娠・出産」の場合を除く。）

（家庭状況の確認）

第13条 市長は、保護者に対し家庭状況を確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

（産前・産後休暇及び育児休業の取扱）

第14条 利用開始（変更）月の1日時点で保護者が育児休業に関する法律に基づく育児休業又は企業独自の育児休業（以下「育児休業」という。）を取得中の場合、市長は、当該保護者が利用開始月の末日まで（勤務先の就労規定で月途中の復帰ができない場合に限り、利用開始月の翌月1日まで）に職場復帰し、利用開始月の翌月15日までに就労証明書（復職年月日が記載されたものに限る。）を市へ提出することを条件として、就労の事由で保育施設の利用を認めることができる。

2 就労の事由で申込を行い保育施設の利用が可能となった児童（保育施設が変更となった児童を含む。）の保護者が、利用開始（変更）月の1日時点で産前・産後休暇を取得中の場合、当該保護者は産後休暇取得後、育児休業を取得できないものとする（産後休暇取得後に職場復帰）。

3 利用している施設が2歳児クラスまでしか受入れしておらず進級できない場合（3歳児クラスに進級する4月の申込に限る。）、自宅（転居を伴う場合は転居後の自宅）から利用している施設までの直線距離が2キロメートルを超えており通園が著しく困難な場合、又は2人以上の子が別々の保育施設を利用しており通園が著しく困難な場合等やむを得ない事情がある場合に限り、前2項の規定に関わらず、産前・産後休暇又は育児休業の対象児童のきょうだいが保育施設が変更となっても、当該児童の保護者は育児休業

を取得又は継続し保育施設を利用できるものとする。ただし、同時に産前・産後休暇又は育児休業の対象児童の保育施設利用が可能となった場合は除く。

(長期欠席)

第15条 市長は、長期欠席児童について次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 在園中の児童が保護者の里帰り出産により通園できないときは、月の初日から2か月未満に限り、長期欠席を認めることとする。
- (2) 在園中の児童が病気等により入院・自宅療養等が必要のため通園できないときは、保護者に対し、通園できない理由のわかる書類(診断書等)の提出を求めることができる。なお、提出のあった書類を審査し、やむを得ないと認めたときは、月の初日から2か月未満に限り長期欠席を認めることとする。

(保育施設利用の解除)

第16条 市長は、以下に掲げるいずれかに該当する場合、保育施設の利用を解除することができる。

- (1) 保護者から「退園届(様式9)」の提出があった場合
- (2) 保育を必要とする事由に該当しなくなり、教育・保育給付認定が取り消しとなった場合
- (3) 指定した期日までに第3条に定める書類及び「教育・保育給付認定現況届(細則第5号様式)」の提出がない場合
- (4) 指定した期日までに第13条に定める書類の掲示又は提出がない場合
- (5) 指定した期日までに第14条第1項に定める書類の提出がない場合
- (6) 在園中の児童が自己都合により月の初日から1か月を超えて通園しない場合又は通園日数が著しく少ない月が続いた場合
- (7) 保育施設利用児童の世帯に利用者負担額(保育料)の滞納がある場合。ただし、指定した期日までに全額納入又は未納保育料の分納誓約書の提出があった場合は、この限りではない。

2 市長は、保育施設の利用を解除する場合は、保護者に対して「保育実施解除通知書(様式10)」により通知し、保育施設へ利用解除となった児童の一覧を送付し通知する。ただし、保護者が退園届を提出した場合に限り、保護者への「保育実施解除通知書」の送付を省略することができる。

(情報提供)

第17条 市長は、保育施設への利用者決定、継続、解除、世帯状況の変動及び児童に関する保育施設の利用上必要な事項については、保護者からの同意を得たうえで、これらの情報を保育施設へ提供することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度(2025年度)の保育施設の利用及び利用に係る申込について適用する。

